

古河機械金属株式会社からの報告の概要
(12月16日14時45分までに受けたもの)

令和元年12月9日9時頃、放射線測定器の動作確認及び校正に使用していた密封線源(表示付認証機器、セシウム137、10メガベクレル)1個が所定の保管場所にないことを、同社職員からの連絡により確認した。

また、同社で所有する密封線源(表示付認証機器、セシウム137以外を含む。)11個のうち、10個については技術統括本部新材料開発部において保管されていることを確認した。

最後に当該線源の所在を確認したのは平成27年1月29日であり、令和元年12月9日以降、保管場所及び使用場所並びにそれらの周辺において所在の確認を行ったが本日まで発見には至っていない。

以上の状況を踏まえ、本日9時に放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象(放射性同位元素の所在不明)に該当すると判断し、原子力規制庁へ報告した。

なお、当該線源から1メートル離れた場所における線量率は、0.9マイクロシーベルト毎時程度である。

本日9時55分に当該線源の所在不明について、警察へ届け出た。

引き続き当該線源の捜索を行う。

以上